別紙1

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
豊前市	八屋地区 （西前川、東前川、今吉･久保、上　町、下町･住吉、本　町、明神西、明神東、八幡町）	2021年3月24日	2023年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.2ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	4.6ha
ⅰ　うち後継者がおらず5年後に耕作できなくなる農地面積の合計	1.1ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	37.4ha
（備考）	

2　対象地区の課題

・地区内の現状として、65歳以上の農業者の耕作面積は4.6haあり、うち後継者がいない耕作面積は1.1haとなっている。今後、地域の中心経営体が引き受ける意向の耕作面積は37.4haとなっているため、規模拡大を検討する中心経営体及び後継者へ農地を確保し、集約していくことが課題である。

・市街化区域で、集落が混在しているため、農地集積が難しい。

・農業者の高齢化が進む一方で、後継者が少なく、農地の担い手が見つからない。そのため遊休農地も増えている。

・市街化区域に狭小農地が点在するほか、農業振興地域においても田、畑、農道等が狭小であり、現状の大型トラクターや農耕者等の出入りが困難な農地が多く、条件の良い農地が少ないため効率的な営農に支障をきたしており、担い手への集積を阻んでいる。また、用排水路の整備が進んでいないところもある。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者を中心に農地を集積するとともに、地区外からの担い手等の確保を促進する。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲、麦	1.0 ha	水稲、麦	1.2 ha	前川
認農		水稲、野菜	4.5 ha	水稲、野菜	5.4 ha	明神
認農		水稲・麦・野菜	14.3 ha	水稲・麦・野菜	17.2 ha	明神
認農		水稲、麦、大豆、野菜	1.0 ha	水稲、麦、大豆、野菜	1.2 ha	今吉
認農		野菜	2.1 ha	野菜	2.5 ha	明神
到達		水稲、野菜	2.3 ha	水稲、野菜	2.8 ha	前川
到達		水稲、野菜	1.7 ha	水稲、野菜	2.0 ha	前川
到達		水稲、麦・大豆	2.0 ha	水稲、麦・大豆	2.4 ha	下町・住吉
到達		水稲、野菜	0.4 ha	水稲、野菜	0.7 ha	明神
認農		水稲・麦・野菜・茶	2.0 ha	水稲、野菜	2.0 ha	明神
計	10人		31.3 ha		37.4 ha	

「属性」: 個人の認定農業者「認農」、法人の認定農業者「認農法」、認定新規就農者「認就」、集落営農は「集」、基本構想水準到達者 「到達」

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

米麦作とともに、収益性の高い施設園芸作目への転換を図り、若年層にも魅力ある農業を推進することで、新規作業従事者や後継者の確保を図る。
米麦作に関しては、認定農業者や集落営農法人に農地を引き継いでいく。
人・農地プラン地区座談会や遊休農地対策検討会等を定期的に開催し、現状の課題や今後の方針について情報共有をする。
新規参入者や周辺地区の中心経営体といった新たな担い手の受け入れを促進する。